

# 第1回京都市消防局指定管理者選定委員会 会議録

## 1 日時

令和年7月20日（水）午後2時55分から同5時15分まで

## 2 場所

京都市市民防災センター 3階 視聴覚室

## 3 出席者

- (1) 京都市消防局指定管理者選定委員会 委員  
奥村 昇三（一般社団法人京都消防設備協会 会長）  
川池 健司（京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授）  
生賀 洋美（今熊野学区自主防災会 会長）  
濱屋 伸子（公益財団法人京都市国際交流協会 事業課担当課長）  
藤江 歩夢（市民公募委員）
  
- (2) 消防局  
井上消防局長  
居島総務部長  
藤江企画担当課長（司会）  
事務局（高木、五味）

## 4 次第（別紙1「当日配布資料」参照）

- (1) 委嘱状交付式  
局長から、委員5名に委嘱状を交付した。
  
- (2) 開会（委員紹介）  
司会から開会の挨拶及び委員の紹介を行い、委員もそれぞれ自己紹介を行った。
  
- (3) 局長挨拶

本日は、御出席をいただき感謝申し上げます。

京都市市民防災センターは、平成7年9月1日に開館いたしました。平成7年と言いますと、1月17日に阪神・淡路大震災が発生した年で、その年の防災の日（9月1日）に開館しております。開館以来、230万人を超える方々に御来館いただいております。この施設は、全国的に見ても充実した防火防災の体験施設であるとともに、事業所の従業員や防火管理者の方々を対象とした研修コースや、消防法令で義務付けられた各種講習といった防火防災の専門知識・技術を学んでいただく研修施設であるなど、多様な主体を対象とする施設と

なっております。

平成7年の開館当初から、京都市防災協会に運営管理を委託し、平成18年の指定管理者制度の導入から現在までも、選定委員会の御審議を経まして、京都市防災協会が27年間にわたり管理運営を行っているところです。

消防の任務も、先ほど申しました阪神淡路大震災を契機に、大きく様変わりし、地震災害への対応が消防の大きな任務となりました。また、近年は、全国各地で被害をもたらしている大雨に伴う災害への対応も増加しております。

京都市市民防災センターでは、市民の皆様には、地震や水害から命を守るための行動・対応を学んでいただくというコンセプトを盛り込んでおります。

消防局といたしましては、地域の自主防災組織、事業所とも連携し、あらゆる災害に対応できる体制を強化するとともに、防災センターを通じて、市民の皆様には、災害から命を守る行動の重要性や災害に対する備えの大切さなどを学んでいただき、より一層、防災行動力を高めていただきたいと考えております。

委員の皆様には、この選定委員会を通じて、防災センターに対する忌憚のない御意見を頂戴いただくとともに、活発な御審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(4) 委員会概要説明について

本委員会の概要について、司会から説明を行った。

(5) 委員長及び副委員長の選出

「京都市消防局指定管理者選定委員会設置要綱」第5条に基づき、委員長の選出を行った。

各委員からの立候補や推薦がなかったため、事務局提案により川池委員に委員長をお願いすることを提案した結果、全委員の賛同を得たため、川池委員が委員長に選出された。

委員長から副委員長として生賀委員への指名があり、生賀委員及び他の委員がこれを了承し、副委員長に選出された。

なお、以降の進行については、設置要綱第6条により、委員長が議長として議事進行された。

(6) 全体スケジュール及び防災センター概要説明（別紙2参照）

事務局（高木）から、パワーポイントデータに基づき全体スケジュール及び防災センターの概要を説明した。

委員からの質問はなかった。

(7) 防災センター施設の見学及び体験

委員5名が、防災センター内を見学し、「土砂災害体験コーナー」を体験した。

(8) 議題

ア 議題1「選定方法(案)について」

別紙1-資料3に基づき、事務局が説明を行ったところ、以下の質問及び回答があった。

(川池委員長)

指定管理者として実施すべき指定管理事業を実施できる団体が(一財)京都市防災協会しかないという認識で合っているか。

(事務局)

そのとおり。また、法定講習事業は指定管理事業ではないものの、それについても、事業所指導等を含む豊富な予防業務の経験がある元消防職員等を講師とする必要があり、さらに、防災センターに設置している消防用設備や総合訓練施設等を活用した実技講習を実施する必要があるので、(一財)京都市防災協会以外実施することができないと考えている。

(川池委員長)

了解した。指定管理事業を外注したい場合は、予算さえ付けば、特に条件等なく可能であるのか。

(事務局)

募集要項の中で、管理運営業務の全部又は主たる部分を包括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできないこととしている。ただし、一部施設の保守点検等であれば委託できるとしている。

(濱屋委員)

指定管理業務外で行う事業で、例えば団体の外部から予算が付いたり、事業に参加した者からお金を集めるような事業があると思うが、法定の防火防災講習や消防局の所管事業(京の宿泊所研修等)がそれに当たるという認識でよいか。

(事務局)

そのとおり。法定講習は受講者から受講料を徴収し、利益を出すことができている。また、京の宿泊所研修等については消防局から委託料を支払う形で実施してもらっている。

(奥村委員)

他都市の防災センターの状況を見ると、直営のほか一般財団法人といった団体が運営するなど形態こそ様々あるが何らか消防が関わっているのが分かる。防火に限らず、土砂災害などの防災も担っており、消防の守備範囲は広いと感じた。専門的な知識・技能が必要とされる施設であるので、防災センターと共通する設置目的と事業を有する(一財)京都市防災協会以外には任せられないように思うので、非公募で全く問題ないと思う。

(生賀副委員長)

名古屋市では株式会社が指定管理者として管理運営に当たっているとのことだが、指

定管理者の公募の方法は京都市と名古屋市で同じなのか。

(事務局)

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づくもので、公の施設の管理・運営を、株式会社や財団法人などの団体に代行してもらうという点は共通している。名古屋市の防災センターの場合、純粋な体験施設であるため、専門的な防火防災の知識がない民間企業であっても運営管理ができるのだろうと考えている。

以上の質疑応答の結果、指定管理者の選定方法については、非公募によることとし、一般財団法人京都市防災協会の1団体から申請書類の提出を受けることについて、全会一致で承認された。

#### イ 議題2「募集要項(案)について」

別紙1-資料4に基づき、事務局が説明を行ったところ、以下の質問及び回答があった。

(川池委員長)

体験施設のリニューアルを行う場合、消防局と指定管理者のどちらが主体となって進めていくものなのか。

(事務局)

建物の躯体に関する管理主体は消防局であるので、比較的大きなリニューアルとなると消防局が主となって進める場合もある。実際は、人気がない体験施設があるようなときは、指定管理者と一緒に話し合っ、改修を進めているような状況である。

(藤江委員)

自分が大学生ということもあり、SNSを活用した情報提供は重要と考えている。現状としては、防災協会はどのようなツールを活用して情報発信をしているのか。また今後の方向性があれば聞かせて欲しい。

(事務局)

現状は、インスタグラムを活用して予約制の防災体験ツアーの紹介を行うなどタイムリーな情報発信をしている。また、ホームページについては昨年度リニューアルしたところで、スマホからも見やすくなったところである。今後は、さらに積極的にSNSで情報発信できるよう提案していきたい。

(川池委員長)

ホームページは、指定管理者側の管理という認識でよいか。また、ホームページから体験の予約はできるのか。

(事務局)

ホームページは、指定管理者側の管理となっている。従前は、専門業者にお任せする部分が多かったが、今は指定管理者が直接ページの更新をするなど自由度が上がったと聞いている。体験施設の予約については、今は電話だけとなっているので、改善していきたいと考えている。

以上の質疑応答の結果、募集要項については、募集要項(案)のとおり、全会一致で承

認された。

ウ 議題3「審査項目・審査内容（案）について」

別紙1－資料5に基づき、事務局が説明を行ったところ、以下の質問及び回答があった。

<p>(川池委員長)</p> <p>選定の基準、具体的には100点満点中何点以上なら選定するといった最低ラインはあるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>評価点については、何点以上だから選定するといった明確な基準はない。</p>
<p>(濱屋委員)</p> <p>申請団体から提出された申請書に、審査項目・審査内容に関する部分がきちんと記述されているかどうかを見て判断するという認識でよいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおり。事前に申請資料一式をお渡しするので、それを読んでもらって、審査項目・審査内容に照らし合わせて判断していただくこととなる。</p>
<p>(川池委員長)</p> <p>8月30日の第2回委員会では、申請団体から直接説明を受けられるとのことであるが、その場でのやり取りを踏まえて、採点結果を変えることも可能なのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>修正も可能である。</p>
<p>(奥村委員)</p> <p>審査項目・審査内容を見ていると、ハード面・ソフト面全体の管理を一団体にこなす必要があり、なかなか民間企業一社でやれるところはないんじゃないかという印象である。今日、実際に施設を見学をしてみて、綺麗に維持管理されているように思えたので、個人的には現指定管理者である（一財）京都市防災協会に管理してもらえば問題ないものと思う。</p>
<p>(川池委員長)</p> <p>採点結果はどのように利用されるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>委員会の審査結果に基づき、市長等が指定候補者を決定し、市会の議決を得ることとなる。審査内容は、各委員の評価をまとめて100点満点に換算した最終的な評価が公表される。</p>
<p>(生賀副委員長)</p> <p>正直なところ、採点自体が大変難しいなと感じている。</p> <p>(奥村委員)</p> <p>確かに、審査内容のひとつ「業務実施に当たっての管理運営方針」を取ってみても、5点中何点か、事業全体の中身を知っていないと採点できないような項目もある。何を</p>

もって100点満点なのか判断しやすくなるような基準があればいいと思う。実際は、施設の様子を見て、問題ないならいい点をつけるというので問題ないように思うが。

(川池委員長)

例えば100点満点中70点以上なら選定基準をクリアしているみたいな基準があると、採点もしやすいし、申請する側にも張り合いが生まれと思う。そのような基準を事務局の方から提示してもらったうえで採決するというのはいかがでしょうか。

(事務局)

本日採択いただきたいのは、審査方法(審査項目・審査内容)についてであり、その点について問題がないようなら採択していただき、選定基準については別途お示しするような形を取りたいがいかか。

(奥村委員)

審査項目・審査内容についてのみ言えば、何を足して、何を引くべきかの判断は難しい。しかし、実際施設の状況を見せていただいたうえで問題ないと感じたので、ここに記載されている内容を満足できていれば、十分なのだろうと思っている。

(濱屋委員)

私も何を足して、何を引くべきかのアイデアは持ち合わせていないが、内容そのものは分かりやすく記載されているので、審査そのものに支障はないと考えます。

以上の質疑応答の結果、審査項目及び審査内容については、審査項目及び審査内容(案)のとおり、全会一致で承認された。

(9) 市民防災センターに対する総括的な意見・質問等

(濱屋委員)

そもそも市民防災センターという施設について、指定管理者制度でやることのメリットはあるのか。今日の施設見学や議論全体を通じて、かなり専門性の高い施設であると感じたので、直営でもいいのではないかと考えたがいかか。

(事務局)

直営の場合、施設の管理運営に相当数の職員を割く必要があり財政的負担が大きい。その点、指定管理者に任せることで、本市の事務負担が大幅に軽減され、さらに法定講習などの収益事業もこなせるので、運営コストの面でも、事業の面でもメリットが大きいと判断している。

(10) 総務部長挨拶

居島総務部長より、御礼と閉会の挨拶があった。